

(例規 2 1)

陸幕発 1 第 6 6 号
3 6 . 3 . 1 8

改正	昭和36年 5 月 4 日陸幕発 1 第144号	昭和36年 6 月 30 日陸幕発 1 第230号
	平成19年 3 月 28 日陸幕法第61号	平成21年 2 月 3 日陸幕法第10号
	平成27年10月 1 日陸幕補第915号	平成30年 3 月 14 日陸幕法第104号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸上幕僚長代理の命により
総 務 課 長

人事発令について (通達)

標記の件、別紙のとおり定められたので通達する。
なお、細部要領については別に指示する。

別 紙
人計第 1 1 1 号
1 9 . 1 . 1 9
一部改正 防人計第 8 4 4 4 号
1 9 . 8 . 3 1
一部改正 防人計第 1 5 2 8 2 号
2 7 . 1 0 . 1

大 臣 官 房 長
各 局 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長 殿
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
各 地 方 防 衛 局 長
防 衛 装 備 庁 長 官

人 事 教 育 局 長

人事発令について（通知）

人事発令に関して、下記のとおり実施することとされたので通知する。

なお、長官が行う人事発令（人発 1 第 2 4 号。3 5 . 2 . 2 0 ） 、 人事発令（人発 1 第 3 0 号。3 6 . 3 . 8 ） 及び長官が行う自衛官の人事発令に関する辞令書の交付等について（人 1 第 5 2 1 号。4 6 . 3 . 3 ） は廃止する。

記

1 防衛大臣が行う人事発令の伝達

- （1） 人事発令の伝達は、人事発令通知書を防衛省本省の当該施設等機関の長、当該幕僚長、情報本部長、防衛監察監、当該地方防衛局長又は防衛装備庁長官に送付して行うものとする。
- （2） 隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和 3 7 年防衛庁訓令第 6 6 号。以下「基準訓令」という。）第 1 6 条から第 1 8 条までの規定により隊員に辞令書の交付を行う場合については、人事発令通知書とあわせて辞令書を送付し、辞令書は本人に交付するものとする。
- （3） 任命権に関する訓令（昭和 3 6 年防衛庁訓令第 4 号）第 1 1 条に規定する職に自衛官を補職する場合には、基準訓令第 1 8 条の規定にかかわらず、辞令書を本人に交付するものとする。
- （4） 自衛官の人事発令通知書の様式は、次のとおりとする。

(記号)	第	号
平成	年	月
		日
(部隊等の長) 殿		
人事教育局長		
人 事 発 令 通 知		
(発令事項)		
(以上 年 月 日付)		

ア 記号は、機関別に次のとおりとする。

大臣官房長あて	内
防衛大学校長あて	大
防衛医科大学校長あて	医
防衛研究所長あて	研
統合幕僚長あて	統
陸上幕僚長あて	陸
海上幕僚長あて	海
航空幕僚長あて	空
情報本部長あて	情
防衛監察監あて	監
北海道防衛局長あて	北
東北防衛局長あて	東
北関東防衛局長あて	関
南関東防衛局長あて	南
近畿中部防衛局長あて	近
中国四国防衛局長あて	中
九州防衛局長あて	九
沖縄防衛局長あて	沖
防衛装備庁長官あて	装

イ 番号は、暦年ごとに、機関別に、一連番号とする。

(5) 事務官等の人事発令通知書の様式は、次のとおりとする。

(記号)	第	号
平成	年	月
		日
(部隊等の長) 殿		
大臣官房長		
人 事 発 令 通 知		
(発令事項)		
(以上 年 月 日付)		

ア 記号は、機関別に次のとおりとする。

防衛大学校長あて	防大
防衛医科大学校長あて	医大
防衛研究所長あて	防研
統合幕僚長あて	統幕
陸上幕僚長あて	陸自
海上幕僚長あて	海自
航空幕僚長あて	空自
情報本部長あて	情本
防衛監察監あて	監本
北海道防衛局長あて	北防
東北防衛局長あて	東防
北関東防衛局長あて	関防
南関東防衛局長あて	南防
近畿中部防衛局長あて	近防
中国四国防衛局長あて	中防
九州防衛局長あて	九防
沖縄防衛局長あて	沖防
防衛装備庁長官あて	装庁

イ 番号は、暦年ごとに、機関別に、一連番号とする。

2 その他の者が行う人事発令の伝達

発令者が、当該隊員の所属の長を通じて伝達するものとする。

3 補職の「職」及びその呼称

- (1) 防衛大臣の行う補職の「職」は、法律、政令又は省令により設けられた職及び防衛大臣が訓令により設けた職（別に指定する。）とする。
- (2) 前項の職は、おおむね、部長、課長、室長及びこれらに準ずるものとする。
- (3) 職及び勤務箇所の呼称は、次の要領によるものとする。

ア 防衛省本省の施設等機関

防衛大学校訓練部長
防衛医科大学校幹事
防衛研究所所員

イ 各幕僚監部

統合幕僚監部運用部運用第1課勤務
陸上幕僚監部監理部長
陸上幕僚監部人事部人事計画課制度班長
海上幕僚監部防衛部防衛課長
航空幕僚監部首席衛生官付

ウ 各自衛隊の部隊

東部方面総監
東部方面総監部総務部長
第1師団幕僚長
第8普通科連隊長

横須賀地方総監
横須賀地方総監部管理部長
阪神基地隊司令
第5護衛隊司令
中部航空方面隊司令官
航空総隊司令部防衛部長
第3航空団司令
第11飛行教育団基地業務群司令

注 各自衛隊の部隊の呼称には、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊名を冠しないものとするが、他の自衛隊に同一の名称があるものについては、これを冠するものとする。

エ 情報本部、防衛監察本部又は地方防衛局
情報本部情報官
防衛監察本部監察官
北海道防衛局防衛補佐官

オ 防衛装備庁
防衛装備庁長官官房艦船設計官
防衛装備庁下北試験場長